

## 新型コロナウイルス感染拡大ルールの変更に関する件

新型コロナウイルスの位置づけが、5月8日より変更される予定です。  
それに先立ち、3月13日よりマスク着用の考え方が見直しになります。ただしマスク着用の有効性は確認されておりマスクを着用することにより、感染しない、させないことができるとされております。

### マスク着用の考え方の見直し（政府の見解） = 3/13（月）より適用 =

個人の主体的な選択を尊重し、屋外・屋内に係わらず、着用は個人の判断に委ねることを基本とする。

- ・感染が大きく拡大している場合には、適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。
- ・事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。

以上のことから

**・お客さまのマスク着用はお客さまの判断に委ねます。**

**・従業員は、お客様、従業員の安心安全に配慮しマスク着用を継続します。**

**・その他の感染対策は、継続いたします。**

### ※全員が徹底すべき感染予防策

実施に関しては取組先 P S を含めた全従業員を対象とします。

- ① 風邪症状や体調不良のある従業員は出勤しない、させない。
- ② 勤務開始後に風邪症状や体調不良が出た際は即時帰宅する。
- ③ 体調不良者が発生した場合は、庶務に報告を入れること。
- ④ 飲食時以外の時間は継続的なマスク着用を推奨。（特に休憩室・喫煙所）
- ⑤ プライベートな会食は、個人の良識ある判断に委ねます。  
会食を行う場合は、基本的感染対策の徹底と静岡県の感染対策認証店舗での実施を推奨。
- ⑥ **職場における懇親会や取組先との会食は部門長の許可を得ること。**
- ⑦ 出張については、部門長の許可を得ること。
- ⑧ 業務時間外のマスク着用に関しては個人の判断に委ねます。